

P1-070

保健師基礎教育課程における特別支援学級
を場とした実習の実施意義
ー特別支援学級教員の視点からー廣金 和枝¹、稲本 正法²、高田 恵美子³¹兵庫医科大学 看護学部、²元畿央大学 教育学部、³畿央大学 教育学部

【目的】

特別支援学級で特別な支援が必要な子どもたちを支援している教員が考える保健師基礎教育課程における特別支援学級を場とした実習の意義を明らかにする。

【方法】

2020年1月にA県の小中学校全290校に質問紙を送付し、特別支援学級の教員に回答を依頼した。103件の回答のうち、有効回答94件を分析した。「保健師基礎教育課程において特別支援学級で実習を行う意義があると思いますか」（以下、実習意義の認識）の質問に対し、「非常にそう思う」から「全くそう思わない」の4段階評価で回答してもらい、その理由についても自由記載で回答を求めた。「非常にそう思う」「そう思う」と回答したもの（以下、高認識群）、及び「そう思わない」と回答したもの（以下、低認識群）の回答理由について、同質性に基き分類した。

【結果】

実習意義の認識は、「非常にそう思う」20人（19.4%）、「そう思う」57人（55.3%）、「そう思わない」17人（16.5%）で、「全くそう思わない」と回答したものはなかった。高認識群の回答理由は、「多様な特性・ニーズの子どもへの存在に気づくことができる」「特別な支援を要する子ども自体への理解が深まる」「特別な支援を要する子どもへの接し方を理解できる」「特別な支援を要する子どもの見方が身につく」「特別な支援を要する子どもに必要な支援がわかる」「学校現場の実態・状況を知ることができる」「学校での対応・支援方法を知ることができる」「保健師としてのかわりの向上につながる」「保健師の役割に気づくことができる」「自己の適性を見つめることができる」「実習機会が確保しやすい」「机上の知識には限界がある」の12に分類することができた。一方、低認識群の回答理由は、「実習の受け入れに課題がある」「保健師と学校のかかわりは限定的である」「特別支援学級以外でよい」の3つに分類できた。

【考察】

保健師基礎教育課程における特別支援学級を場とした実習の実習意義の高認識群は、見学やふれあいを通して対象や学校という場を理解できることから、実際の観察力や支援力を養えること、保健師として果たす役割の向上に至るまで、幅広い成果をその理由としていた。

しかしながら、低認識群では、実習受け入れ自体の課題から実習での保健師学生としての学びに対する疑念など、認識変容が難しい理由があることも明らかになった。

P1-071

ダウン症候群がある人のきょうだいのライフサイクル別の課題とその対処行動及び支援について ～成人期のきょうだいへのインタビュー調査から～

西井 崇之、栗原 麗羅、畑下 博世、入駒 一美、近藤 純子

東京医療保健大学和歌山看護学部看護学科

【目的】

ダウン症候群がある人のきょうだいが体験した（あるいは今後体験する可能性がある）課題や対処行動、必要とする支援を成長・発達期、機能維持期、機能低下期の時期ごとに明らかにすることを目的とする。

【方法】

調査期間は、2021年12月～翌年1月であった。公益財団法人日本ダウン症協会A県支部（Aダウン症親の会）会長に研究の趣旨、目的方法を文書と口頭で説明し、同会員に研究対象者（ダウン症候群がある人の20歳以上のきょうだい）の募集を依頼した。承諾後、依頼文書を受け取った人から研究協力の同意が得られた場合、研究責任者に連絡を依頼し、研究実施日時を決定した。研究協力者への詳細な研究の趣旨、目的、方法等の説明は、文書を用いて口頭で説明し、同意書を得た後、インタビューガイドを用いた半構造化面接法を実施した。なお、本研究は、所属機関の倫理審査委員会の承諾を得た上で実施した。調査内容は、成長・発達期、機能維持期、機能低下期において、①ダウン症候群があるきょうだいが体験した困難なこと（課題）、②その時の思いや考え方と対処した行動、③行動に至った理由や周囲からの支援の以上3点について想起した内容（現時点で体験していない時期は、予測できること）等であった。また、ダウン症候群がある人の特徴について、療育手帳の保持の有無、S-M社会生活能力検査等で把握した。収集したデータは、質的記述的に分析を行った。

【結果・考察】

対象者の年齢は、20～30歳代の10名で、男性が5名、長子が6名であった。4名が大学生で、6名が就業していた。ダウン症候群がある人の年齢は、10～30歳代で、男性が6名で全員が家族と同居し、支援学校高等部、就労継続支援B型作業所、生活介護施設等に所属していた。インタビュー調査を逐語録にした一部の分析結果、成長・発達期では、対象者が困難と自覚する体験は少なかった。きょうだいの存在を聞いた際は、「障害があるきょうだいの存在を当然のように認識」していたとほとんどの者が回答したが、「思春期等の時期は、友人に見られなかった」と回答する者もいた。機能維持期と機能低下期には、両親と「自分の人生を望むように生きて欲しい」、「無理のない範囲で面倒をみて欲しい」、「将来はグループホームに入所を考えている」等と回答する者が多かった。今後、質的統合法（KJ法）を用いて、詳細に分析を行っていく予定である。